

認可地縁団体に関する地方自治法の改正について

第204回通常国会で成立した法改正によって認可地縁団体に関する以下の変更がありました。

【改正前】

地縁による団体が不動産等を保有している又は保有する予定がある場合は、市町村長が当該団体を認可することができる。

【改正後】

地縁による団体が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市町村長が当該団体を認可することを可能とする。

この改正により、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに繋がります。

お問い合わせ先

湖南省地域創生推進課 地域コミュニティ推進係

担当：藤本

TEL：0748-71-2315

FAX：0748-72-2000

Mail：koukyou@city.shiga-konan.lg.jp